

提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	カナガワ リ・古典プロジェクト in 横須賀業務委託
業務の仕様等	別添「カナガワ リ・古典プロジェクト in 横須賀業務委託仕様書」のとおり
契約期間	契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで
業務実施要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。 (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。 (3) 「カナガワ リ・古典プロジェクト in 横須賀業務委託に関する企画提案募集要項」に示す業務を履行する能力を有すること。 (4) 「文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）募集案内」等を確認し、それらの内容を遵守すること。 (5) イベント公演運営の実績（令和3（2021）年度以降）を有すること。 (6) イベント公演運営に関し相当の知識・経験を有する職員を配置することができ、実施目的に沿った事業運営が可能な者であること。 (7) 最近1年間の法人事業税を完納している者。（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）及び、消費税及び地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。 (8) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。 (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。 (11) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。 (12) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会することについて同意できること。
提案していただく内容	募集要項に記載のとおり
審査会開催予定日	令和7年6月上旬

＊ 選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

＊ 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和7年5月23日（金）17時まで「参加意思表明書」を、令和7年6月5日（木）17時まで「企画提案書」を次の担当所属あてに提出してください。選定結果については、令和7年6月末（予定）までに通知いたします。

なお、上記の内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

＊ 本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。

（1）業者調査への協力

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等

(担当所属名) かながわの伝統文化の継承と創造 プロジェクト実行委員会事務局 (神奈川県文化スポーツ観光局文化課内)	(問合せ先) 文化創造グループ 前原・小田島 Tel 045-210-3806(直通) Fax 045-210-8870
---	---